

○新規暗号資産の販売終了時における適時開示事項

(新規暗号資産の販売に関する規則第5条第2項)

(1)当該販売期間の終了時点における新規暗号資産の総発行量

177,147,739.840174 CICC

(2)当該販売期間の終了時点における払込総額等の合計

900,000 円

(3)当該販売期間の終了時点における新規暗号資産の販売総量

275,915.3491 CICC

(4)販売価格が複数存在する場合には、当該販売期間の終了時点における販売価格毎の払込総額等及び新規暗号資産の販売量

販売価格は複数存在しません。

(5)当該販売期間の終了時点において無償付与された新規暗号資産の総量

159,954,064.9311 CICC

(6)当該販売期間の終了時点において優待プログラムが適用された新規暗号資産の総量、当該新規暗号資産に対する払込総額等その他優待プログラムの適用状況に関して参考となると認められる事項

優待プログラムは存在しません。

(7)販売期間の終了時点における発行者及び関連当事者が保有する新規暗号資産の総量及びその内訳

不明

(8)払込総額等又は新規暗号資産の販売総量が基準値に満たない場合であって、販売期間の終了時点において当該基準値に満たないことが確定した場合には、その旨並びに返還時期及び返還方法

該当なし